

原爆症認定審査の実態(2006.4~2007.3)

審査年	諮詢件数	答申件数	認定件数	認定率(%)	申請件数	認定件数	認容率(%)	答申総数	認容率(%)	申請件数	認定件数	認容率(%)
2006.4	61	61	13	21.3%	19	9	0%	0	0%	70	360	5.1
5	46	29	7	24.1%	42	10	0%	0	0%	39	360	9.2
6	34	34	6	17.6%	37	8	0%	0	0%	42	330	7.9
7	40	20	7	35.0%	39	29	0%	0	0%	49	360	7.3
8	44	32	7	21.9%	29	14	0%	0	0%	46	360	7.8
9	57	48	16	33.3%	19	14	1	7%	62	360	5.8	
10	63	63	15	23.8%	10	10	0%	0	0%	73	360	4.9
11	68	68	13	19.1%	18	6	0%	0	0%	74	360	4.9
12	35	21	9	42.9%	15	15	0%	0	0%	36	240	6.7
2007.1	104	46	2	4.3%	15	15	0%	0	0%	61	360	5.9
2	89	76	13	17.1%	10	10	0%	0	0%	86	360	4.2
3	73	73	15	20.5%	8	0	0%	0	0%	73	360	4.9
合計	714	571	123	21.5%	243	130	1	0.8%	711	4,170	6.2	

認定率(%)=認定件数を答申件数で割ったもの

「諮詢件数」は、あくまでも諮詢された件数で、実際の申請件数ではない。



識者談話

2006.8.5 - 中国科学院

すべて認定なら問題

横路謙次郎・広島大名著教授(病理学) 半決は、科学者の間で論争が続いている。低線量被曝や、放射性降下物を体内に取り込む内部被曝の健康への影響について、上記の会議では、因縁として「認定検査基準」を「一応の参考資料」と評価するにとどまつた。科学者は、この指摘を受けて止めなければいけない。入市被曝ではない。入市被曝の健康への影響は、上記の会議でも、

てからの入市被爆の場合は、物理的にみると、放射線の影響を認めることは難しい。しかし、病気との因果関係が放射線の被曝綠量の観点から証明されていなくても、原爆症を認定する際には、発症までの経緯などを総合的に考慮していいと思う。

の殘酷な處罰の影響を考慮した上で、発症との関連はあり得る。一律的な認定せよ」と戒めた今回の判決は、被爆者一人一人の症例や生活歴を深く吟味するところを求めていた。

詳細に分析した上での判断でない。科学的とは言えなくなる。

科学者に厳しい判决

鎌田七男広島大名誉教授
(放射線生物学) 放射線生物学

線の人体への影響は内爆や、日数が相当経過してから現れることが多い。遠距離な部分が多い。

星正治広島大原爆放認定は総合的考慮の結果である。

2006年8月6日(日)

放影研の成果・将来像

放射線防護基準の根拠に
大久保利典著

市民に成果還元を

解明影響爆破	
1970年1月	日米共同研究会開催
48年10月	日米共同研究会開催
50年11月	日米共同研究会開催
52年8月	日米共同研究会開催
53年8月	日米共同研究会開催
54年4月	日米共同研究会開催
55年3月	日米共同研究会開催
56年10月	日米共同研究会開催
58年9月	日米共同研究会開催
59年8月	日米共同研究会開催
60年1月	日米共同研究会開催
61年10月	日米共同研究会開催
63年3月	日米共同研究会開催
65年11月	日米共同研究会開催
67年5月	日米共同研究会開催
68年10月	日米共同研究会開催
69年11月	日米共同研究会開催
70年1月	日米共同研究会開催
71年5月	日米共同研究会開催
72年10月	日米共同研究会開催
73年11月	日米共同研究会開催
74年5月	日米共同研究会開催
75年10月	日米共同研究会開催
76年11月	日米共同研究会開催
77年5月	日米共同研究会開催
78年10月	日米共同研究会開催
79年11月	日米共同研究会開催
80年5月	日米共同研究会開催
81年10月	日米共同研究会開催
82年11月	日米共同研究会開催
83年5月	日米共同研究会開催
84年10月	日米共同研究会開催
85年11月	日米共同研究会開催
86年5月	日米共同研究会開催
87年10月	日米共同研究会開催
88年11月	日米共同研究会開催
89年5月	日米共同研究会開催
90年10月	日米共同研究会開催
91年11月	日米共同研究会開催
92年5月	日米共同研究会開催
93年10月	日米共同研究会開催
94年11月	日米共同研究会開催
95年5月	日米共同研究会開催
96年10月	日米共同研究会開催
97年11月	日米共同研究会開催
98年5月	日米共同研究会開催
99年10月	日米共同研究会開催
2001年5月	日米共同研究会開催
2003年3月	日米共同研究会開催
2005年11月	日米共同研究会開催
2007年5月	日米共同研究会開催

平成15年(行ウ)第53号、第69号、第96ないし第99号 原爆症認定申請却下処分取消等請求事件

判決要旨

1 本件は、原告らが、被告厚生労働大臣(厚生大臣)に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(被爆者援護法)11条1項に基づき、原爆症認定の申請を行ったのに対し、被告厚生労働大臣等がこれをいずれも却下する旨の処分(本件各却下処分)をしたため、原告らが、本件各却下処分は原告らの疾病等の放射線起因性についての判断を誤り違法であるなどと主張して、その取消しを求めるとともに、被告厚生労働大臣等の違法行為により精神的苦痛を被ったなどと主張して、被告国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等として300万円の支払を求めた事案である。

2 当裁判所は、原告らの被告厚生労働大臣に対する本件各却下処分の取消請求はいずれも理由があるからこれを認容し、被告国に対する損害賠償請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきものと判断する。

3 被爆者援護法(10条1項)は、① 被爆者が現に医療を要する状態にあること(要医療性)、② 現に医療を要する負傷又は疾病が原子爆弾の放射線に起因するものであるか、または上記負傷又は疾病が放射線以外の原子爆弾の傷害作用に起因するものであって、その者の治癒能力が原子爆弾の放射線の影響を受けているため上記状態にあること(放射線起因性)、を原爆症認定を受けるための要件としている。そして、厚生労働大臣は、原爆症認定を行うに当たっては、疾病・障害認定審査会の意見を聽かなければならないものとされている。しかるところ、疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会により平成13年5月25日付けで「原爆症認定に関する審査の方針」(審査の方針)が作成され、原爆症認定に係る審査に当たってはこれに定める方針を基準として行うものとしている。そして、審査の方針においては、申請に係る疾病等における原爆放射線起因性の判断に当たっては、

原因確率及びしきい値を目安として、当該申請に係る疾病等の原爆放射線起因性に係る高度の蓋然性の有無を判断するものとされ、財団法人放射線影響研究所(放影研)の被爆者集団を対象とした疫学調査の結果から求められた各疾病等の寄与リスクを原因確率とした上、1986年線量評価大系(DS86)の原爆放射線の線量評価システムに依拠して申請者の被曝線量を算定し、各申請者の疾病等、性別及び被曝線量等に応じた原因確率を算定し、当該申請に係る疾病等に関する原因確率がおおむね50パーセント以上である場合には、当該申請に係る疾病の発生に関して原爆放射線による一定の健康影響の可能性があることを推定し、おおむね10パーセント未満である場合には、当該可能性が低いものと推定するものとするが、当該判断に当たっては、これらを機械的に適用して判断するものではなく、当該申請者の既往歴、環境因子、生活歴等も総合的に勘案した上で、判断を行うものとするなどとされている。

4 ところで、放射線起因性の要件については、被爆者援護法は、放射線と負傷又は疾病ないしは治癒能力低下との間に通常の因果関係があることを要件として定めたものと解すべきであり、この因果関係の立証の程度は、通常の民事訴訟における場合と異なるものではなく、放射線と負傷又は疾病ないしは治癒能力低下との間に放射線被曝が当該負傷又は疾病ないしは治癒能力の低下を招來した関係を経験則上是認し得る高度の蓋然性が証明されれば当該疾病的放射線起因性を肯定すべきである。

審査の方針における原爆放射線の被曝線量の算定が依拠しているDS86の原爆放射線の線量評価システム及びDS86を更新する線量評価システムとして策定された2002年線量評価大系(DS02)の線量評価システムは、現存する最も合理的で優れたシステムであることができる上、少なくとも爆心地からの距離が1300メートル以内においては、初期放射線の計算値が測定値とも良く一致しているのであって、その有用性を一概に否定することはできず、また、審査の方針における原因確率の算定自体も、その時点における疫学的、統計的及び医学的知見に

基づくものとして、その方法に特段不合理なところはないから（審査の方針の定める放射線白内障のしきい値も、当時の疫学的、医学的知見に依拠したものと認められる。），上記高度の蓋然性の有無を判断するに当たり、審査の方針の定める基準を適用して申請者の原爆放射線の被曝線量を算定した上、審査の方針の定める原因確率を適用して当該被曝線量に対応する原因確率を算定し、この原因確率又はしきい値を目安すなわち考慮要素の一つとして判断すること自体は、経験則に照らして直ちに不合理と一般的にいうことはできない。

しかしながら、審査の方針の定める原爆放射線の被曝線量の算定については、まず、初期放射線による被曝線量の算定につき、DS 86 及び DS 02 の原爆放射線の線量評価システムにはシミュレーション計算を主体として構築されたシステムとしての性格上それ自体に内在する限界が存することに加えて、その計算値が少なくとも爆心地からの距離が 1300 メートル以遠の遠距離において過小評価となっているのではないかとの疑いを抱かせるに足りる残留放射能の測定結果が存在することや、爆心地からの距離が 2 キロメートル以遠において被曝した者で脱毛等放射線による急性症状と推認される症状が生じたとするものが一定割合存在する事実が複数の調査結果によって認められていることなどからして、広島の場合も長崎の場合も、少なくとも爆心地からの距離が 1300 メートルないし 1500 メートルより以遠で被曝した者に係る初期放射線の算定において、DS 86 （及び DS 02 ）に依拠した審査の方針の定める初期放射線の被曝線量の値をそのまま機械的に適用することには少なくとも慎重であるべきであり、これらの値が過小評価となっている可能性をしんしゃくすべきである。また、残留放射線による被曝線量の算定及び放射性降下物による被曝線量の算定についても、広島において、己斐、高須地区以外の地域において放射性降下物が存在した事実を裏付ける調査結果が存在し、長崎においても、西山地区以外の地域に放射性降下物が存在した可能性を否定することはできないところ、原爆投下当時広島市内又は長崎市内にいなかつたいわゆる入市被曝者について脱毛等放射線による急性症状としか考えられない症状が生じている事

実が認められ、これについては内部被曝による可能性も指摘されていること、内部被曝の機序については、いまだ必ずしも科学的に解明、実証されておらず、これに関する科学的知見が確立しているとはいひ難い状況にあるものの、呼吸、飲食等を通じて体内に取り込まれた放射性核種が生体内における濃縮等を通じて身体の特定の部位に対し継続的な被曝を引き起こすとする機序に関する知見には少なくとも相応の科学的根拠が存在することに加えて、低線量放射線による継続的被曝が高線量放射線の短時間被曝よりも深刻な障害を引き起こす可能性について指摘する科学文献や、低線量域でも被曝者の充実性腫瘍（固形がん）の発生率について統計的に有意なリスクが存在するという報告も存在しており、これらを一概に無視することもできないことなどに照らすと、審査の方針の定める基準を機械的に適用し、審査の方針の定める特定の地域における滞在又は長期間にわたる居住の事実が認められない場合に直ちに被曝の事実がないとすることには、少なくとも慎重であるべきであって、いわゆる入市被曝者や遠距離被曝者については、放射性降下物による被曝の可能性や内部被曝の可能性をも念頭に置いた上で、当該被曝者の被曝前の生活状況、健康状態、被曝状況、被曝後の行動経過、活動内容、生活環境、被曝直後に発生した症状の有無、内容、態様、程度、被曝後の生活状況、健康状態等を慎重に検討し、総合考慮の上、被曝の蓋然性の有無を判断するのが相当というべきである。

他方で、原因確率の適用については、審査の方針の定める原因確率がそもそも当時の疫学的、統計的及び医学的知見に規定されたものであることに加えて、解析方法に由来する限界も存するのであり、特に、低線量域におけるリスクの推定については、低線量放射線による被曝のリスクに関する上記の科学文献等を一概に無視することもできないことなどにかんがみると、高線量域における統計分析から求められた線量反応関係をそのまま機械的に適用することについて慎重であるべきであり、低線量域における原因確率の評価については、特に慎重であるべきである。さらに、そもそも、原因確率（すなわち寄与リスク）自体が、あくまでも、疫学調査、すなわち、統計観察、統計分析等によって全体的、集団的に把握されたものであって、

当該疾病の発生が放射線に起因するものである確率を示すものにすぎず、当該個人に発生した当該疾病が放射線に起因するものである高度の蓋然性の有無を判断するに当たっての一つの考慮要素以上の意味を有しないものであるから、当該個人に発生した疾病が原爆放射線被曝により招来された関係を是認し得る高度の蓋然性の有無を判断するための1つの考慮要素（間接事実）として位置付けられるべきものであり、原因確率が大きければ有力な間接事実としてしんしゃくすることができるとしても、原因確率が小さいからといって直ちに経験則上高度の蓋然性が否定されるものではなく、むしろ、当該疾病については疫学調査の結果放射線被曝との間に有意な関係（線量反応関係）が認められている事実を踏まえて、当該個人の被爆前の生活状況、健康状態、被爆状況、被爆後の行動経過、活動内容、生活環境、被爆直後に発生した症状の有無、内容、態様、程度、被爆後の生活状況、健康状態、当該疾病的発症経過、当該疾病的病態、当該疾病以外に被爆者に発生した疾病的有無、内容、病態などといった種々の考慮要素（間接事実）を全体的、総合的に考慮して原爆放射線被曝の事実が当該疾病的発生を招來した関係を是認し得る高度の蓋然性が認められるか否かを経験則に照らして判断すべきである。このような観点からすれば、審査の方針において、当該申請に係る疾病等に関する原因確率がおおむね10パーセント未満である場合には、当該疾病的発生に関して原爆放射線による一定の健康影響の可能性が低いものと推定するとされている点については、必ずしも妥当とはいえない難いのであって、正に審査の方針自体において定めるとおり、当該申請者の既往歴、環境因子、生活歴等も総合的に勘案した上で、経験則に照らして高度の蓋然性の有無を判断すべきである。

以上要するに、原爆症認定申請に対し、放射線起因性の要件を判断する当たっては、原爆放射線の被曝には種々の態様があることなどからして、その推定は現存する最も合理的で優れた線量評価システムをもってしてもなお未解明で不十分なところがあることに加えて、放射線の人体に与える影響については、その詳細が科学的に解明されているとはいえない状況にあり、放射線による後障害は、高い統計的解

析の上にその存在が明らかにされてくるという特徴があることなどにかんがみ、放射線被曝による人体への影響に関する統計的、疫学的及び医学的知見を踏まえつつ、当該申請者の被爆前の生活状況、健康状態、被爆状況、被爆後の行動経過、活動内容、生活環境、被爆直後に発生した症状の有無、内容、態様、程度、被爆後の生活状況、健康状態、当該疾病的発症経過、当該疾病的病態、当該疾病以外に当該申請者に発生した疾病的有無、内容、病態などを全体的、総合的に考慮して、原爆放射線被曝の事実が当該申請に係る疾病的発生を招來した関係を是認し得る高度の蓋然性が認められるか否かを経験則に照らして判断すべきであり、審査の方針の定める原爆放射線の被曝線量並びに原因確率及びしきい値は、放射線起因性を検討するに際しての考慮要素の一つとして、他の考慮要素との相関関係においてこれを評価ししんしゃくすべきであって、審査の方針自体において定めるとおり、これらを機械的に適用して当該申請者の放射線起因性を判断することは相当でないというべきである。

5 原爆症認定の対象となる負傷又は疾病は、当該原爆症認定の申請に係る個別具体的な負傷又は疾病に限られるものと解するのが相当であるが、当該申請に係る疾病的範囲については、当該申請書に記載された疾病的名称に必ずしも限定されるものではなく、申請書及び医師の意見書その他の添付書類の記載内容に照らして申請者の合理的な意思を探求し、医学的知見を参考しつつ社会通念に従って決すべきである。

6 原告深谷日出子の原爆症認定申請に係る疾病は、右眼球炎並びに左白内障、左糖尿病性網膜症及び両涙液分泌減少症であると認められる。このうち、右眼球炎、左糖尿病性網膜症及び両涙液分泌減少症については放射線起因性を認めるに足りる的確な証拠はない。しかしながら、左眼白内障については、原告深谷は、爆心地からの距離が約1.5キロメートルの地点にあった廣島赤十字病院寄宿舎内で被爆したものであるところ、木造家屋内とはいえ、ガラス越しに眼（正に白内障が発症した部位である）に原爆による初期放射線の直撃を受けているほか、被爆後、身体に